経済産業省

資料３

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について③

第３回　料金制度専門会合
事務局提出資料

2020年10月28日

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

（参考）第2回料金制度専門会合の議論の振り返り

● 第2回料金制度専門会合でいただいた主なご意見は以下の通り。

達成すべき目標
（行動目標・成果目標）

- ✓ 選ぶ指標によっては、外生的な要因で結果が決まってしまい、事業者の努力と直接結びつかずに棚ぼたになってしまったり、事業者に正しいインセンティブが働かなかったりするケースがあると思う。具体的な項目を選ぶ際には、その点留意が必要。（華表委員）
- ✓ あまり詳細に目標を決めすぎると、事業者の創意工夫の余地を無くしてしまうリスクもあるので、抑制的に考えるべきだと思う。具体的に類型を分けて、例えば、①具体的に目標数値を与えて未達、超過達成時のボーナス、ペナルティを予め定めるタイプのもの、②目標を定性的に定めて、事後的に評価するタイプのもの、③総合評価を行う段階での考慮要素とするタイプのもの（次のタームで、効率化係数の強弱をつける総合判断をする際に使う）といった類型に分けるのも一案。（松村委員）
- ✓ 広域化とかデジタル化は投資によって、コスト増が短期的には起きることに対して、懸念や指摘があったと理解。短期的にコスト増なのだが、広域化、デジタル化は長い目で見ればコスト効率化に繋がるからやる、ということだと思うので、そのあたりの一定の時間軸を見た投資計画から来る効率化をきちんと反映したKPIで整理しないといけない。（梶川委員）
- ✓ 安定供給のようにNW事業をやるからにはいつの時代であっても絶対必要という項目には、重要な項目として、一定の目標水準を設定して、クリアできなければペナルティを課すことが必要。それ以外の項目は、5年毎に制度の議論をする度に「今何が必要なのか」という精査をし、取捨選択をし、項目を絞っていくことが大事。（圓尾委員）
- ✓ この仕組みを実際に動かす、という観点で考えると、あまり詳細な目標項目設定をして、数字を作っていくのは恐らくうまくいかないだろうと懸念している。マグニチュードの議論が非常に重要。今、何が大事なのか、しかもその重要度がどれくらいのものなのか。メリハリをきちんとつけて、目標項目の精査をすべき。項目を絞り込みすぎると、そこからこぼれ落ちる部分が出てくる。あまり決め打ちにしないで、比較的大括りにして、事業者の創意工夫に委ねることが必要。制度の運用方法を決めていく際には、運用可能な仕組みを作って欲しい。（東條委員）
- ✓ 目標については、達成水準を高くすればするほどコストがかかる話。バランスを取るための議論が必要と思っている。（川合委員）
- ✓ 託送改革の狙いは必要な投資の確保とコスト効率化という理解。それを達成するための目標分野があるが、制度改革の狙いの軸を外さずに今後進められればいいと思う。（北本委員）

（参考）第2回料金制度専門会合の議論の振り返り

● 第2回料金制度専門会合でいただいた主なご意見は以下の通り。

料金算定方法

- ✓ 料金安定の観点からは、５年一律の託送料金設定は理解できる。一方で託送料金を５年一律とすると、事業者の収益がコスト発生のタイミングとあわないので、見かけ上の業績がぶれやすくなることも想定され、上場企業の業績の在り方としてそれが適切かどうか、議論の余地があると感じた。（華表委員）
- ✓ ５年間同じ料金を設定して、基本的に大きな変化があれば、翌期に調整するのが合理的だと思う。（松村委員）
- ✓ 結論としては5年一律の託送料金でいいと思う。特にNW事業でコストが5年間の年度毎で大きく変動すると言ってもピンとこない。NWの設備特性を考えても、国際会計基準の考え方を踏まえても、定額で息長くコスト負担をしながら使っていくべきという考え方であり、大きなコスト変動は基本無いだろうと思うので、託送料金は5年平均で十分だと思った。余程の理由があれば、一般送配電事業者から合理的な説明を受ければ良い。（圓尾委員）
- ✓ 一般送配電事業者が保有する設備の経済耐用年数の長さを考えると、託送料金は5年一律でやる方が運用上も良いし、5年の中での年度毎の費用の違いも、大きな違いがある場合は調整していけば良い。需要家にとって、一般送配電事業者に大きな費用が発生した年にだけ、託送料金が高くなることが無いようにしたい。（北本委員）

実績収入と収入上限の乖離

- ✓ 需要の大きな変動を含めて、ある種の閾値を決めて、閾値を超えた場合には期中の料金改定を行い、そうでない場合は翌期に調整するというのも一案かと思った。（松村委員）
- ✓ 需要が増えて収入上限を超過する場合、現在価値を考えると、料金を下げない方が得になってしまう。オーナー企業ならともかく、経営者が一定期間で変わる現状を考えると、自身の社長在任時に利益を出す方向で対応を考える可能性がある。収入上限を超過する場合は、期中に料金を変化させるインセンティブが働くように、何かしらの措置を講じるべき。（圓尾委員）

本日ご議論いただきたい点

- 本日は、以下の論点を中心にご議論いただきたい。

1	指針	✓ 指針の基本構成	
2	達成すべき目標 （成果目標･行動目標）	✓ 目標分野における具体的な項目	論点１
3	事業計画	✓ 事業計画の内容	
4	収入上限の 算定方法	✓ 事業計画の実施に必要な費用の見積もり方法（制御不能費用）	論点3
5	目標の達成状況 に関する評価	✓ 目標項目における達成基準、評価方法	
		✓ 目標項目における達成に対するインセンティブの付与方法	論点2
6	実績収入と 収入上限の乖離	✓ 実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱い	
7	利益（損失） の取扱い	✓ 利益（損失）の取扱い	
8	料金算定	✓ 料金算定に係るルール（期初における託送料金の算定について）	論点4

１．成果目標、行動目標の設定

２．インセンティブの設定

３．制御不能費用の調整

４．収入上限の設定及び託送料金の設定

論点１．成果目標、行動目標の設定

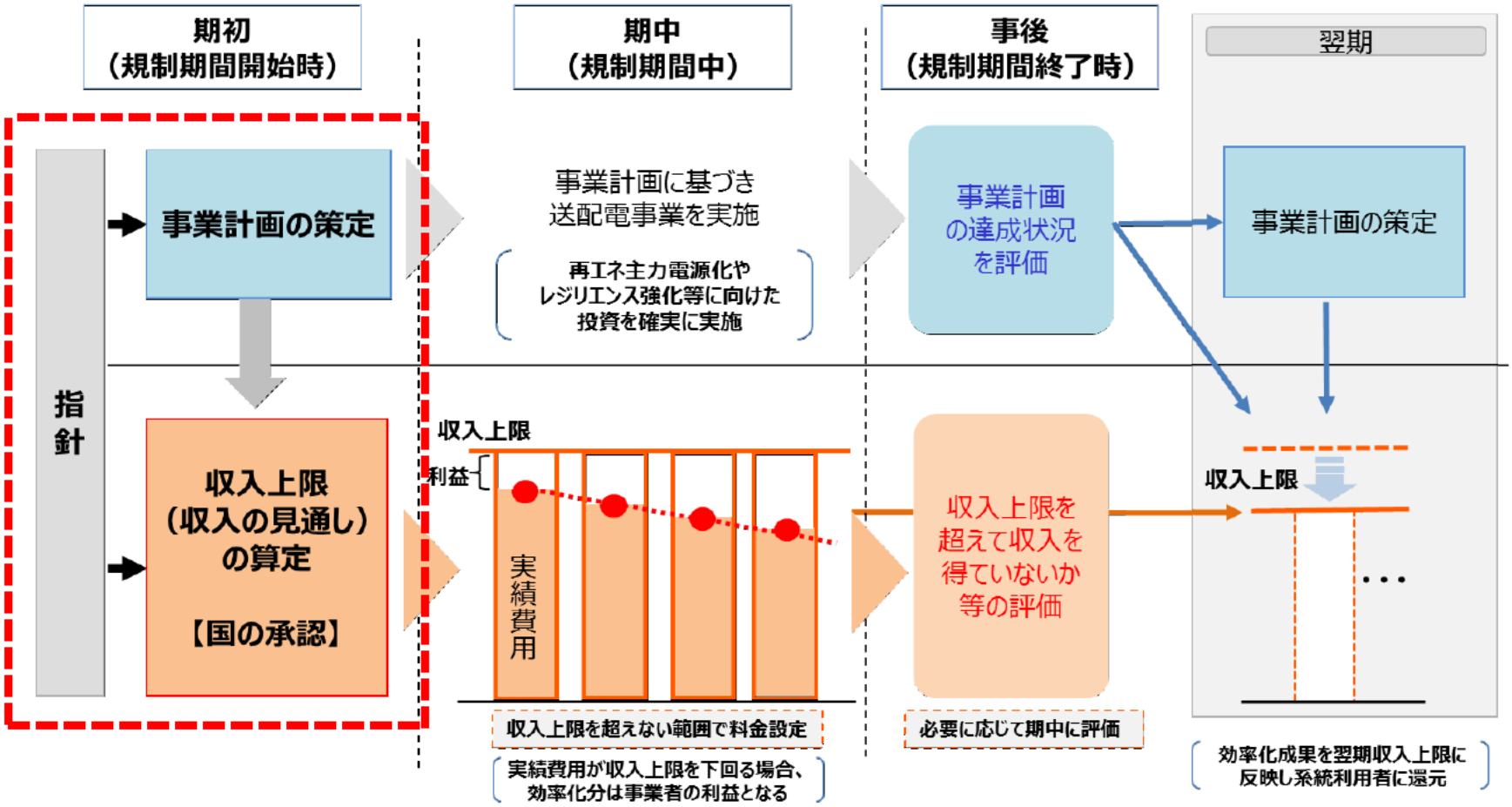

（前回の専門会合において、目標分野を設定するとともに、各目標分野における目標項目を前広に提示。）

本日ご議論いただく論点

①目標項目設定の基本的な考え方
②各分野における目標項目の設定

（参考）成果目標、行動目標を設定すべき目標分野

2020年9月14日
第2回料金制度専門会合資料3

- 託送料金制度改革の狙いは、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図るものである。その上で、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標については、社会的便益の最大化という観点から、一般送配電事業者の業務におけるサービスレベルの向上及び効率化、イノベーション推進、安全性や環境性への配慮、といった方向となるのではないか。具体的には以下のような分野としてはどうか。

託送料金制度改革の狙い

必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図る。

一般送配電事業者の業務

接続

・系統アクセス　・設備形成　・接続契約

供給

・系統運用　・供給契約　・保安
・需要予想　・調整力確保　・緊急時対応

料金

・料金算定　・情報提供　・検針　・計量

方向性

- サービスレベルの向上
- 効率化
- 安全性・環境性への配慮
- イノベーション推進

目標分野

- 安定供給
- 再エネ導入拡大
- サービスレベルの向上
- 広域化
- デジタル化
- 安全性・環境性への配慮
- 次世代化

等

（参考）各分野の目標イメージ

2020年9月14日
第2回料金制度専門会合資料3

- 設定すべき目標分野については、以下の内容を参考に各目標分野における成果目標、行動目標を設定する。

目標分野	一般送配電事業者が取り組むべき内容
安定供給	●中長期的にみて安定的かつ質の高い電力を供給すること
再エネ導入拡大	●再エネ導入を予測した主体的な系統形成を行い、系統接続を希望する再エネ電源に公平かつ迅速な接続機会を提供すること
サービスレベルの向上	●顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルをさらに向上させること
広域化	●広域メリットオーダーや送配電事業のレジリエンス強化、コスト効率化達成に向けて、全国レベルでの広域的な運用を行うこと
デジタル化	●AI、IoTなどのデジタル技術やアセットマネジメントシステムを活用した保安業務等の高度化を図る等の取り組みを行うこと
安全性・環境性への配慮	●公衆、従業員や工事関係者の安全を確保し、また環境への影響にも配慮した取り組みを行うこと
次世代化	●送配電事業における課題の解決に向けた新たな取り組みを通じて、送配電NWの次世代化を図ること

論点１－①．目標項目設定の基本的な考え方

- 前回の専門会合において、目標分野における目標項目の設定については、委員・オブザーバーより、【外生要因の考慮】、【定量的な目標、定性的な目標の適切な分類】、【安定供給など基本業務における目標項目の徹底】、【中長期的なコスト効率化を見越した目標項目の設定】、【現時点における必要性を鑑みた目標項目の取捨選択】、【達成水準とコストバランスの考慮】といったご意見をいただいたところ。
- それを踏まえ、以下のように、目標項目の性質として望ましい要件と、実際の制度運用が可能とするために考慮すべき事項を考慮した上で、目標を設定することとしてはどうか。

＜一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化の両立を通じて社会的便益の最大化を目指す観点から、目標項目の性質として望ましいもの＞

- ✓ 一般送配電事業者の基本的な義務として取り組むべきもの
- ✓ 中長期的な社会的便益を見込んだ上で、今規制期間において取り組むべきもの（政策対応投資等を含む）
- ✓ 外生要因が小さく、一般送配電事業者の取り組み結果が適正に反映されるもの

それぞれの目標分野において、その達成に向けて取り組むべき項目が複数存在し、いずれも社会的便益の観点から重要

一方で、実際に制度運用を可能とする観点から、目標を設定する際には以下の事項を考慮することが必要

＜定量的な目標＞

- ✓ 外生要因の補正可否
- ✓ 他法令で規定されている枠組との重複有無
- ✓ 同一目標分野における重複有無（他項目に包含可能）
- ✓ データ採録の可否

＜定性的な目標＞

目標項目の設定

（参考）英国RIIOにおけるアウトプット項目の選定方法

RIIO-１における選定方法

- 顧客ニーズ、安定供給、脱炭素化の３分野に関する成果につながる取組を中心に議論し、大きく６つの目標分野（①安全性、②信頼性、③可用性、④顧客満足度、⑤接続性・拡張性、⑥環境性）を設定。
- さらに、アウトプット項目としては以下の性質が望ましいとされた。

＜望ましい性質＞
✓測定可能であること
✓顧客ニーズに合致していること
✓エネルギー事業の持続性に貢献すること
✓あらゆる主要な取組が反映されるよう幅広く定義されること

- また、アウトプット項目については、全社共通の項目設定がなされた。

RIIO-２における選定方法

- RIIO-1で６つに分かれていた目標分野を、よりシンプルにするため、３つの目標分野（①高品質・信頼性、②安全性・強靱性、③環境性・持続性）に再分類した。
- また、アウトプット項目については、RIIO-1で採用されたような全社共通のアウトプット項目(Common output）に加えて、事業者毎に独自で設定するアウトプット項目(Bespoke output)が採用された。

（資料）Regulating energy networks for the future: RPI-X@20 Delivering a sustainable energy sector and value for money A modified ex ante incentive framework及びOfgem RIIO-2 Draft determinations core documentより要約

論点１－②．目標項目の設定（安定供給）

- 安定供給について、一般送配電事業者は、平時においてできるだけ供給支障等を発生させないようにするとともに、災害時等においてもできるだけそれによる供給支障が少なくなるようにすることが求められる。
- これに向けて、一般送配電事業者は、設備の整備やメンテナンス、災害時対応に備えた体制整備などを、適切に進めておく必要があることを踏まえ、以下のような目標を設定することが考えられるのではないか。

一般送配電事業者に求められること

- ✓ 平時における停電の量の低減
- ✓ 災害時等における停電の量の低減

⇒対象となる災害の範囲、災害時における停電の範囲などの特定については検討が必要。

- ✓ レジリエンス強化や再エネ導入のための系統整備の着実な実施
- ✓ 既存設備における更新・メンテナンスの着実な実施
- ✓ 災害発生時の供給支障をできるだけ小さくするよう、無電柱化等の各種対策の着実な実施

目指すべき目標

- 平時の停電時間、量を減らす
- 災害時の停電時間、量を減らす

これらの目標にすると短期的な対策が優先される可能性もある。

そのため、以下のような目標についても設定するべきではないか。

- マスタープラン等に基づく系統整備を着実に進める
- 標準化されたアセットマネジメントの手法で故障リスクを評価し、それを一定以下にする
- 各社が計画に沿って、それを着実に進める

論点１－②．目標項目の設定（安定供給）

- 安定供給については、一般送配電事業者が中長期的に、質の高い電気を、安定的に供給するよう促す観点から、具体的には以下のような目標を設定することが考えられるのではないか。

項目	目標のイメージ
① 停電対応	前回提示した停電関連項目（■停電回数、■設備故障件数、■復旧時間、復旧日数、■計画停電、非計画停電）については、以下の指標（停電量）を目標として設定することで、網羅的に評価することが出来るのではないか。 ● 実際の停電量が、供給計画で基準とするEUE（年間停電量の期待値）を上回らないこと。ただし、目標設定における停電量の扱いについては、災害時等の外生性の強い事象に起因する停電量を除くべきか否かも含めて、今後要検討。
② 新規、拡充投資	● マスタープラン等で策定された整備計画を実施すること。 ⇒目標の評価にあたっては、期初に計画した工事に対する進捗率を確認することも一案か。
③ 更新投資	● 標準化されたアセットマネジメント手法で評価したリスク量（故障確率×影響度）※を期初のリスク量以下に維持することを前提とした保全計画を実施すること。ただし、外生的な要因によるリスク量の変動の扱いについては今後要検討。 ※アセットマネジメント手法の標準化については、広域機関にてガイドラインを策定。
④ 無電柱化	● 国土交通省や地方自治体において策定された無電柱化推進計画を達成すること。

⇒本日の議論を踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、より具体的な案を提示することとしたい。

論点１－③．目標項目の設定（再エネ導入拡大）

- 再エネ導入拡大の成果については、再エネ電源出力量や再エネ電源接続量等を確認することが理想的である。一方で、目標として設定する場合には、外生要因等も考慮した上で、以下のような項目が現実的では無いか。

一般送配電事業者に求められること	目指すべき目標		
✓ 再エネ電源出力量を増やす	● 再エネ電源出力量（kWh）	再エネ電源等の外生要因が大きく、目標設定が困難	再エネ導入成果を測る上で制度運用の観点から設定が困難な目標
✓ 再エネ電源接続量を増やす	● 再エネ電源接続量（kW） ● 実際に接続した再エネ電源（kW）÷接続申込のあった再エネ電源（kW）	再エネ電源等の外生要因が大きく、目標設定が困難	
✓ 再エネ電源に対する接続・受電対応の円滑化	●接続検討および契約申込回答期限超過割合 ●再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延日数		再エネ導入成果を測る上で制度運用の観点から相応しい目標
✓ 再エネ電源の増加に向けた整備	●混雑管理に資する対応 ●発電予測精度の向上に資する対応		

論点１－③．目標項目の設定（再エネ導入拡大）

- 再エネ導入拡大については、一般送配電事業者が、再エネ導入を予測した主体的な系統形成を行い、系統接続を希望する再エネ電源に公平かつ迅速な接続機会を提供するように促す観点から、具体的には以下のような目標を設定することが考えられるのではないか。

項目	目標のイメージ
① 新規再エネ電源の早期かつ着実な系統連系	● 接続検討や契約申込回答期限超過割合が、過去５年間の実績割合を超えないようにすること。 ⇒評価にあたっては、広域機関より公表している「発電設備等系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ」にて報告対象となっている対象電源（最大受電電力500kW以上の発電設備等）の実績を確認することも一案か。 ● 再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延日数が過去５年間の実績を超えないようにすること。
② 混雑管理に資する対応	● 国や広域機関において、今後検討する混雑管理手法※を踏まえて、その導入に係るロードマップの策定や必要なシステム投資の進捗率等を目標として設定し、その目標を達成すること。 ※今後の混雑管理に関する議論を注視して検討していくことを想定。また、ノンファーム型接続、日本版コネクト＆マネージへの対応を含む。
③ 発電予測精度の向上に資する対応	● 発電予測精度の向上について、向上に係るロードマップの策定や必要なシステム投資の進捗率、再エネ出力制御量の低減等を目標として設定し、その目標を達成すること。

⇒本日の議論を踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、より具体的な案を提示することとしたい。

論点１－④．目標項目の設定（サービスレベルの向上）

- サービスレベルの向上については、一般送配電事業者が顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルをさらに向上させるように促す観点から、需要家の申込に対する迅速な接続対応、計量、料金算定、通知等の確実な実施に加えて、各種手続きの円滑な実施や情報提供等、様々なサービスについて、そのレベルを向上させていくことが重要。
- その中でも、特に重要度が高いと考えられる需要家の接続、計量・料金算定・通知等の確実な実施については国が目標を設定することとし、その他の取り組みについては、一般送配電事業者がステークホルダーの意見を聞きつつ、自主的に目標を設定することとしてはどうか。

項目	目標イメージ
① 需要家の接続	● 接続検討や契約申込回答期限超過割合が、過去５年間の実績割合を超えないようにすること。 ● 需要家と合意した供給予定日からの遅延日数が過去５年間の実績を超えないようにすること。
② 計量、料金算定、通知等の確実な実施	● 通知した使用量が誤っていた比率（対象となった需要口数）や確定使用量のお知らせの通知送付が遅れた比率（対象となった需要口数）が、過去５年間の実績を超えないようにすること。 ⇒評価にあたっては、一般送配電事業者に責がないケースについて、適切な説明がなされることを前提に評価対象外とすることも一案か。
③ 顧客満足度	● 国が具体的な目標数値を決めず、一般送配電事業者が顧客満足度向上に向けた取組目標を自主的に設定し、その目標を達成すること（情報提供の質・透明性や情報アクセスの容易性等の様々な指標が考えられる）。 目標設定の際に、地域毎に顧客ニーズが異なることを踏まえ、一般送配電事業者がステークホルダーと協議を行うことも一案

⇒本日の議論を踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、より具体的な案を提示することとしたい。

論点１－⑤．目標項目の設定（広域化）

- 効率化やレジリエンス強化を進めるには、一般送配電事業者間の協力による広域的な取り組みが重要だが、こういった取り組みを推進するためには国が目標を設定することが必要と考えられる。
- そのうち、当面、取り組みを推進すべき項目として、以下の３つを目標として設定してはどうか。

項目	目標のイメージ
①設備の仕様統一化	● 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が策定、公表した調達改革ロードマップにおいて、規制期間中に仕様統一を行うこととされた設備品目数について、その仕様統一の達成度（品目数あるいは達成率）を目標として設定し、その目標を達成すること。 ⇒評価にあたっては、効果が少ない等の理由から導入まで至らなかった設備については、適切な説明がなされることを前提に評価対象外とすることも一案か。
②系統運用の広域化	● 需給調整市場の広域化に向けて、広域機関が策定するロードマップに沿った整備を達成すること。
③災害時の連携推進	● 一般送配電事業者１０社が共同で作成し、提出する災害時連携計画に記載された取組内容（復旧方式等の統一化、電源車の一元的管理等）の達成度を目標として設定し、その目標を達成すること。

⇒本日の議論を踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、より具体的な案を提示することとしたい。

論点１－⑥．目標項目の設定（デジタル化）

- デジタル化については、 AI、IoTなどのデジタル技術やアセットマネジメントシステムを活用した保安業務等の高度化を図る等の取り組みを促す観点が重要。
- これらは、中長期的にはコスト効率化に寄与するが、短期的にはコスト増加に繋がる取り組みであり、計画的に進めることが必要であることから、一般送配電事業者がステークホルダーの意見を聞きつつ、自主的に目標を設定することとしてはどうか。

項目	目標のイメージ
① デジタル化全般	● 国が具体的な目標項目、数値を決めず、一般送配電事業者がデジタル化に向けた以下のような取組目標を自主的に設定し、その目標を達成することとしてはどうか。 （例） ✓ AI、IoTなどのデジタル技術の活用 ✓ 情報提供プラットフォーム構築に向けたシステム投資 ✓ サイバー攻撃に対する対応 ✓ 電力データ活用に資するシステム投資 目標設定の際に、一般送配電事業者がステークホルダーと協議を行うことも一案

⇒本日の議論を踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、より具体的な案を提示することとしたい。

論点１－⑦．目標項目の設定（安全性・環境性への配慮）

- 安全性・環境性への配慮については、公衆、従業員や工事関係者の安全を確保し、また環境への影響にも配慮した取り組みを幅広く促す観点が重要。
- これらの取り組みについては、関係法令を遵守すれば足りるという考えもあれば、より高いレベルの対応を進めるべきとの考えもあり得ることから、一般送配電事業者がステークホルダーの意見を聞きつつ、自主的に目標を設定することとしてはどうか。

項目	目標のイメージ
①安全性・環境性への配慮全般	● 国が具体的な目標項目、数値を決めず、一般送配電事業者が安全性・環境性の配慮に向けた以下のような取組目標を自主的に設定し、その目標を達成することとしてはどうか。 （例） ✓ 労働災害発生頻度を一定以下にする ✓ CO2排出量やSF6漏出量を○%削減する ✓ 電圧別ロスを○%削減する ✓ 騒音を○%削減する 目標設定の際に、一般送配電事業者がステークホルダーと協議を行うことも一案

⇒本日の議論を踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、より具体的な案を提示することとしたい。

論点１－⑧．目標項目の設定（次世代化）

- 次世代化については、一般送配電事業者が、送配電事業における課題の解決に向けた新たな取り組みを通じて、送配電NWの次世代化を図ることを促す観点から、具体的には以下のような目標を設定することが考えられるのではないか。

項目	目標のイメージ
①分散グリッド化の推進	● 一般送配電事業者が供給安定性・レジリエンス向上、電力システムの効率化、再エネ等の分散電源の導入促進、地域サービスの向上等を目的とした配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標（例：実証実験、多様な電力供給モデルの構築、地域の要請に応じた新たなグリッド運営等）を自主的に設定し、その目標を達成すること ● 配電事業者向けのシステム開放・情報開示等を整理する「分散システム導入プラン（仮称）」に基づき、適切な配電事業者との契約やシステム開放等の調整を行うこと
②スマートメーターの有効活用等	● 国の審議会等における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定すること

なお、以下の項目については今規制期間において取り組むべき項目として、目標設定することは時期尚早と考えられるのではないか。

- ✓ 系統蓄電池の導入
- ✓ 同期化力、慣性力低下への対応

⇒本日の議論を踏まえて、各社の現状や海外の事例も参考に、次回以降、より具体的な案を提示することとしたい。

（参考）英国RIIO-2におけるステークホルダーエンゲージメント

ステークホルダーの例

発電事業者	小売事業者	需要家	配電事業者	研究者
技術者	投資家	環境保護団体	規制当局	国や自治体

等

プロセス（National Grid社の事例）

【プロセス①】
ステークホルダーから
幅広く意見集約

【プロセス②】
特定の目標分野について
意見集約、議論

【プロセス③】
事業計画の提出に向け、
全体を議論

（資料）National Grid, SHE Transmission, SP Energy NetworkのHP、Delivering your future electricity transmission system(National Grid)より要約

（参考）英国RIIO-1におけるアウトプット項目及びインセンティブ（安定供給）

アウトプット項目例

項目	目標
□ 停電対応	● 供給支障電力量の実績値が、各送電事業者が設定した目標値を超えないようにすること

インセンティブの詳細

□ 計画停電、非計画停電：目標値（MWh）からの達成、未達に対し、16,000ポンド／MWhのボーナス、ペナルティを付与。収入上限の±3%を上限。

※インセンティブの水準は、GDP等によるマクロ経済的な手法及び需要家に対するアンケートにより算出した停電コストを元に算出

（資料）Handbook for implementing the RIIO model, 2019年度委託調査報告書（株式会社三菱総合研究所）より要約

（参考）英国RIIO-1におけるアウトプット項目及びインセンティブ（接続条件）

アウトプット項目例

項目	目標
□ 発電、需要への接続対応	● 発電事業者、需要家への接続をスケジュール通りに実施すること

インセンティブの詳細

□ 発電、需要家への接続対応：スケジュール通りに接続できなかった顧客数に応じて、ペナルティを付与（収入上限の0.5%の範囲）

（資料）Handbook for implementing the RIIO model, 2019年度委託調査報告書（株式会社三菱総合研究所）より要約

（参考）英国RIIO-1におけるアウトプット項目及びインセンティブ（安全性）

アウトプット項目例

項目	目標
□ 従業員及び公衆の安全性	● 安全性の義務に関する法律を遵守すること

インセンティブの詳細

□ 従業員及び公衆の安全性：インセンティブ規定無し
（安全衛生行政機関による行政機能との重複を避けるため）

（資料）Handbook for implementing the RIIO model, 2019年度委託調査報告書（株式会社三菱総合研究所）より要約

（参考）英国RIIO-1におけるアウトプット項目及びインセンティブ（環境性）

アウトプット項目例

項目	目標
□ 温室効果ガス	● 温室効果ガスの排出量を公表すること
□ 送電ロス	● 送電ロスの実績を公表すること
□ 低炭素化に向けた取組	● 低炭素化へ向けた取組に関する根拠書類を提出すること

インセンティブの詳細

- □ 温室効果ガス：結果の公表によるレピュテーショナルインセンティブの付与
- □ 送電ロス：結果の公表によるレピュテーショナルインセンティブの付与
- □ 低炭素化に向けた取組：各事業者の取組を３段階で評価し、最高評価を獲得した事業者には4百万ポンドの範囲内でボーナスを付与

（資料）Handbook for implementing the RIIO model, 2019年度委託調査報告書（株式会社三菱総合研究所）より要約

（参考）英・RIIO-1におけるアウトプット（TO）

- RIIO-1ではTO/DNOのそれぞれに対して、6つのアウトプット指標が策定され、その達成状況に応じてインセンティブ/ペナルティが適用されている。

TOのアウトプットとインセンティブ（1/2）

アウトプット	インセンティブ		
	名称	内容	経済的ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ
① 安全性	Health and Safety Executive (HSE)	・安全性の義務に関する法律の順守状況の確認	
	Network Output Measures (NOMs)	・設備の状態、リスク、性能、機能、更新に関する評価 ・更新のアウトプットに対して、±2.5%のボーナス・ペナルティを適用	○
② 信頼性	Energy not Supplied (ENS)	・顧客に供給できなかった電力量について、各TOに設定された目標値を基準に、16,000£/MWhのボーナス・ペナルティを適用（上限：レベニューキャップの3%） ・【目標値】NGET：316MWh、SPT：225MWh、SHET：120MWh	○
③ 可用性	Network Access Policy (NAP)	・顧客のコストを低減する目的で、計画停電に関するSOとTOs間の協調を促進	
④ 顧客満足度	Satisfaction Survey	・顧客満足度（NGETのみ）、ステークホルダー満足度（TO・3社）のアンケート調査結果（10点満点）とKPIの達成度（100点満点）を評価 ・ベースレベニューとTIRGの合計の±1%の範囲でボーナス・ペナルティを適用 ・【目標値】（アンケート調査）NGET：6.9、SPT、SHET：5 （KPI）SPT、SHET：50	○
	Stakeholder Engagement	・専門家委員会により、ステークホルダーへの従事度が評価（10点満点）され、ベースレベニューとTIRGの合計の0.5%の範囲でボーナスを付与	○
⑤ 接続性・拡張性	General Connection Avtivity	・発電事業者や需要家の接続要求への、迅速かつ適切な対応に関する指標 ・スケジュール通りに接続できなかった顧客数に応じて、ベースレベニューとTIRGの合計の0.5%の範囲でペナルティ有り（NGETは対象外）	○
	Baseline Wider Works (BWW)	・送電線の拡張や増強に関する投資がレベニューとして許可される ・境界における送電容量の増分が計測される	○
	Strategic Wider Works (SWW)	・将来的に必要とされる投資がレベニューとして認められる ・現時点で、SHETの3事業のみが認可されている	○

出所）経済産業省ウェブサイト、平成29年度産業経済研究委託事業（ｄ）（有限責任監査法人トーマツ）、
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000295.pdf 、2020年2月6日閲覧、を元に三菱総研作成

（参考）英･RIIO-1におけるアウトプット（TO）

TOのアウトプットとインセンティブ（2/2）

アウトプット	インセンティブ		
	名称	内容	経済的インセンティブ
⑥ 環境性	SF6 Emissions	・絶縁体として使用され、温室効果が非常に高いSF6の排出量を制限するもので、各TOの目標値を基準に、ボーナス･ペナルティを適用 ・【目標値】NGET：12,097.5tCO2e、SPT：618.9tCO2e、SHET：223.6tCO2e	○
	Business Carbon Footprint (BCF)	・CO2に換算した温室効果ガスの排出量を公表する制度で、その88%が送電ロスに起因	
	Losses	・送電ロスを公表する制度で、2015-16年期では、発電所と需要地が離れているSHETが3.26%（NGET：1.17%、SPT：1.13%）と高い	
	Environmental Discretionary Reward	・低炭素化へ向けた取組（TOが根拠書類を提出）を3段階で評価し、最高評価を獲得したTOに対して、4M£の範囲内でボーナスを付与	○
	Visual Amenity	・送電設備の景観に関する指標で、地中化等の対策費として、600M£が用意されているが、現時点で応募無し	○

出所）経済産業省ウェブサイト、平成29年度産業経済研究委託事業（電力送配電事業の経営効率化に向けた送配電料金水準の評価手法に関する調査）（有限責任監査法人トーマツ）、https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000295.pdf 、2020年2月6日閲覧、を元に三菱総研作成

１．成果目標、行動目標の設定

２．インセンティブの設定

３．制御不能費用の調整

４．収入上限の設定及び託送料金の設定

論点２．インセンティブの設定

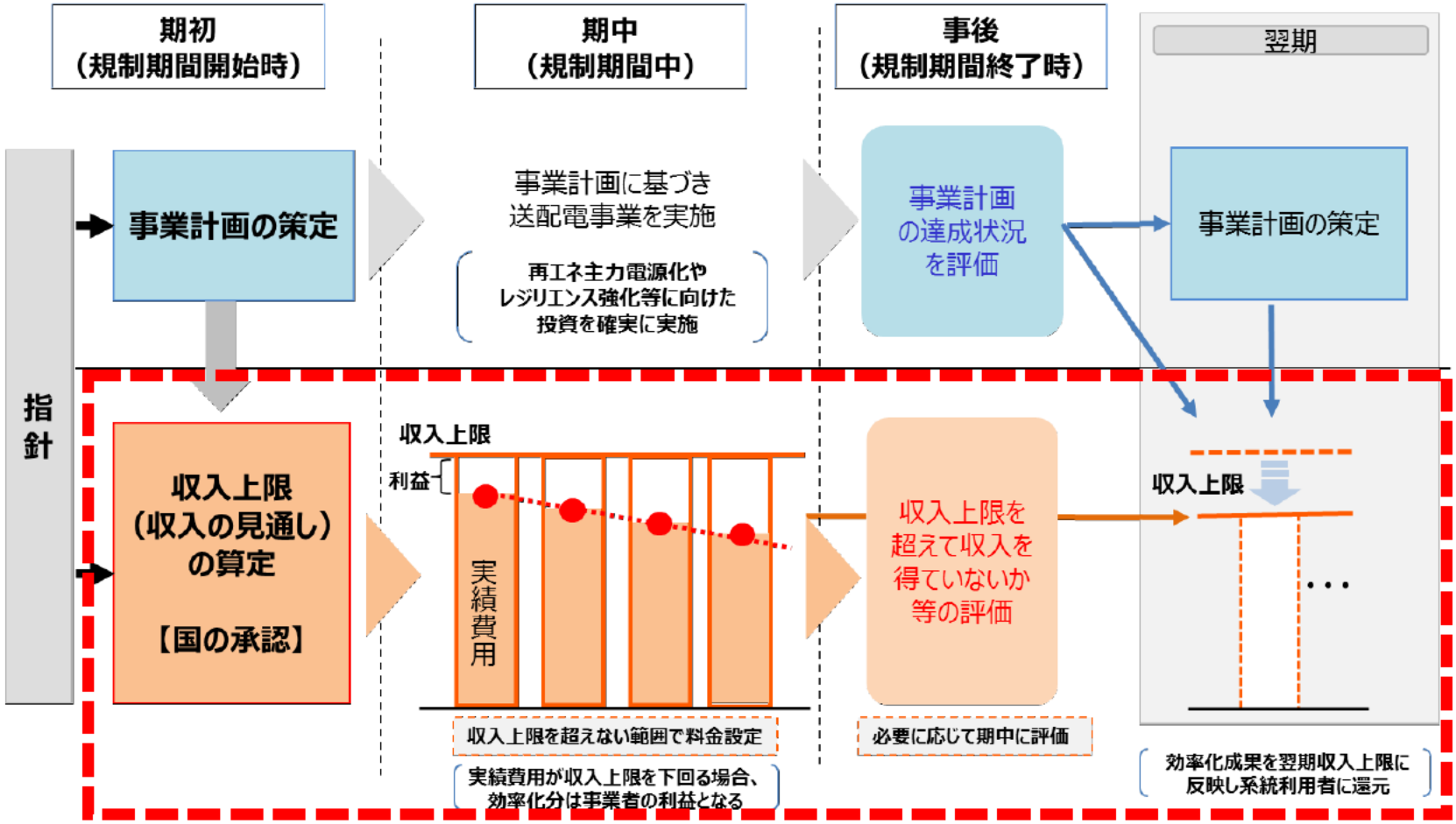

本日ご議論いただく論点

インセンティブの設定

論点２．インセンティブの設定

- 目標の達成を促すためには、定量的または定性的な目標の達成状況に応じたインセンティブを設定することが重要。
- 英国のRIIOでは目標に応じて、ボーナス・ペナルティの付与や結果公表といったインセンティブを設定している。それを踏まえ、我が国のレベニューキャップ制度におけるインセンティブについても以下の通り、設定することも一案ではないか。
- なお、目標項目毎に設定するインセンティブについては、次回以降、議論することとしたい。

インセンティブの類型	具体的な方法
翌規制期間の 収入上限の引き上げ・引き下げ	✓ 目標の達成状況に応じて、翌規制期間の収入上限の±●%の範囲でインセンティブを付与 ※範囲については、目標項目に応じて設定することも想定
レピュテーショナルインセンティブの付与	✓ レポートやプレゼンテーションを通じた達成状況の公表によるレピュテーショナルインセンティブの付与 ✓ 達成状況の評価の場において、進捗の遅れがある場合、その理由と改善策を説明

１．成果目標、行動目標の設定

２．インセンティブの設定

３．制御不能費用の調整

４．収入上限の設定及び託送料金の設定

論点３．制御不能費用

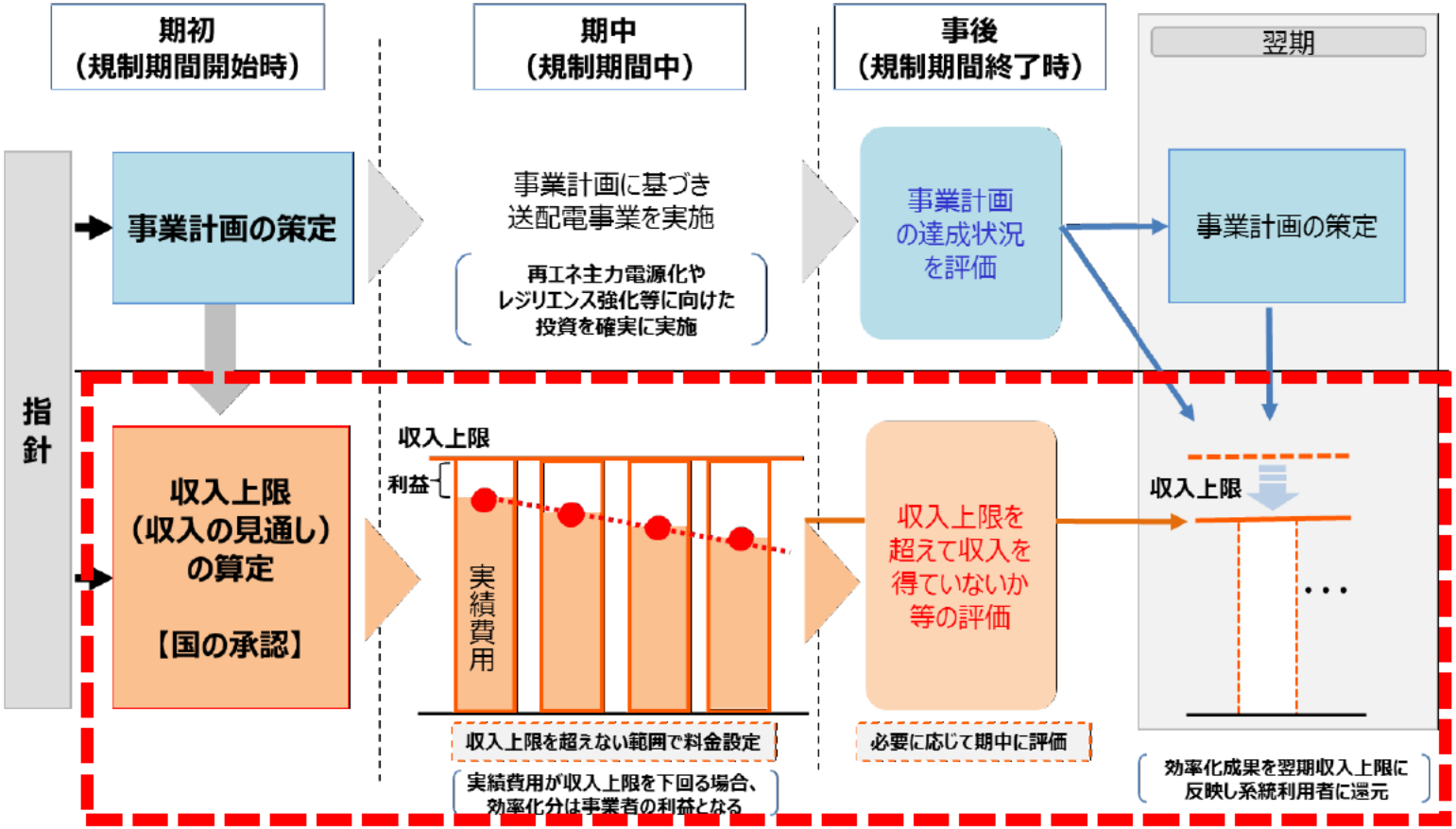

本日ご議論いただく論点

① 制御不能費用の基本的な考え方
② 制御不能費用の対象外とすべき費目
③ 制御不能費用の対象費目例
④ 制御不能費用の調整

（参考）制御不能費用の調整

2020年7月30日
第１回料金制度専門会合資料３

- 収入上限は、期初に設定し原則として変更しないものと考えられるが、一般送配電事業者の努力によらない外生的な費用変動については、期中または翌期に収入上限に反映する等の仕組みを導入する。
- 外生的な費用変動を期中または翌期に反映する場合は、どのように審査し、どのように承認するのか、その詳細は、今後、ご議論いただくこととしたい。

＜外生的な費用変動の取扱い（イメージ）＞

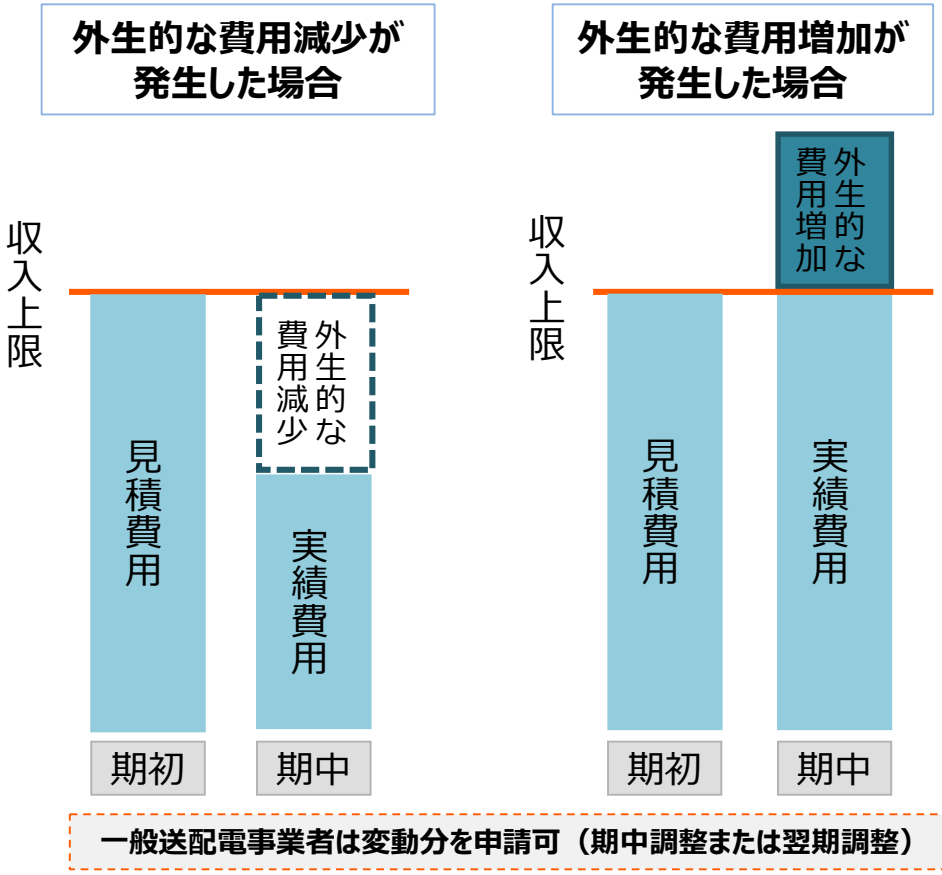

一般送配電事業者は変動分を申請可（期中調整または翌期調整）

今後の論点（例）

- 外生的な費用（制御不能費用）の基本的な考え方
- 期中または翌期に収入の調整を認める対象
- 期中または翌期に収入の調整を認める条件
- 期中調整又は翌期調整の申請フロー、審査プロセス等

論点３－①．制御不能費用の基本的な考え方

- 一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や、効率化が困難な費用については予め制御不能費用と定義した上で、実績費用を収入上限に反映し回収することとしてはどうか。
- 具体的には、以下の条件、基準に基づいて対象を選定してはどうか。

＜制御不能費用の対象条件＞

前提条件	費用算定が可能な費目であるもの （合理的な方法で費用算定を可能とするため）

＜前提条件に加えて、以下のいずれかの基準を満たすものを制御不能費用の対象としてはどうか。＞

基準①	費用変動が外生的に発生する費目 （量・単価の両方が外生的な要因によって変動するもの）
基準②	合理的な代替手段が無く、一般送配電事業者の努力による効率化の取り組みが困難と判断した費目

論点３－②．制御不能費用の対象外とすべき費目

- 諸外国においては、制御不能費用とされている費目についても、我が国においては、以下の理由により制御不能費用の対象外としてはどうか。

費目	理由
補償費、賃借料、託送料	✓ 交渉相手が存在し、交渉次第で単価、量を制御できるもの（交渉相手が存在） ※賃借料や託送料には一部制御不能と考えられるケースもあるため、その扱いも含め今後要検討。
退職給与金	✓ 事前に一般送配電事業者がリスクを予見し、回避することが可能なもの（リスク回避が可能）
現行下において効率化が可能な費目	✓ 現行下において、効率化余地があると考えられるもの ※今後、技術革新や制度変更により効率化余地が減少した場合には、制御不能費用の対象（基準②）とすることを検討。 （例）調整力費用（ΔkW費用） ドイツなどでは、市場が成熟した上でのマーケット価格のため、制御不能費用と整理されているが、我が国においては、今後順次、需給調整市場での調達に移行していく中で、市場の広域化、成熟を通じた効率化余地がある。さらに、3次調整力②については、再エネ発電予測精度の向上を通じた効率化が可能であると考えられることから、制御不能費用の対象外とすることが妥当ではないか。

（参考）制御可能コストと制御不能コスト

2019年3月4日
第6回次世代技術を活用した新たな
電力プラットフォームの在り方研究会参考資料

制御可能コストと制御不能コストの分類は、各国の定義によって異なる

ドイツ

➢ インセンティブ規制（ARegV） § 11 (2)にて、制御不能コストが定義されている。例えば、“設備投資は制御不能コスト”だが、規制機関が精査し、必要に応じてコストダウンを求める

	TSO		DSO	
制御可能コスト	• 毎月の給料 • メンテナンスコスト • 社員の職業訓練・教育	10～30%	• 毎月の給料 • メンテナンスコスト • 社員の職業訓練・教育 • **設備投資（既設更新）**	40～60%
制御不能コスト	• 税金 • ボーナス・年金 • 送電ロス • 設備投資（新規拡張） • **設備投資（既設更新）** • **洋上風力接続費用** • **混雑管理費用** • **予備力**	70～90%	• 税金 • ボーナス・年金 • 送電ロス • 設備投資（新規拡張） • **上位系統への支払（20～30%と最も多くを占める）**	40～60%
合計	–	100%	–	100%

緑文字：TSOとDSOの違い

イギリス

➢ ドイツと同様に、設備投資を規制機関が精査し、必要に応じてコストダウンを求める。この文脈より、イギリスでは、“設備投資は制御可能コスト”と定義している
（制御不能コストの割合はNational Gridで10%程と、ドイツのTSOと比べて低い）

（参考）3次調整力②について

2019年4月25日
第11回需給調整市場検討小委員会　資料4-2-2

FIT特例制度における再エネ予測誤差

第7回需給調整市場検討小委員会
資料3をもとに作成

23

- FIT特例制度がない場合、再エネ予測誤差についてもGCまでは発電事業者が対応し、GC以降の誤差は一般送配電事業者が対応することとなる。
- 他方、FIT特例制度①③に関しては、一般送配電事業者が前々日※に再エネ出力を予測して小売電気事業者に配分し、小売電気事業者がそれを発電計画値として採用しており、実需給まで計画の見直しを行わない。
- このため、一般送配電事業者が対応する事象は「前々日※から実需給の予測誤差」となる。

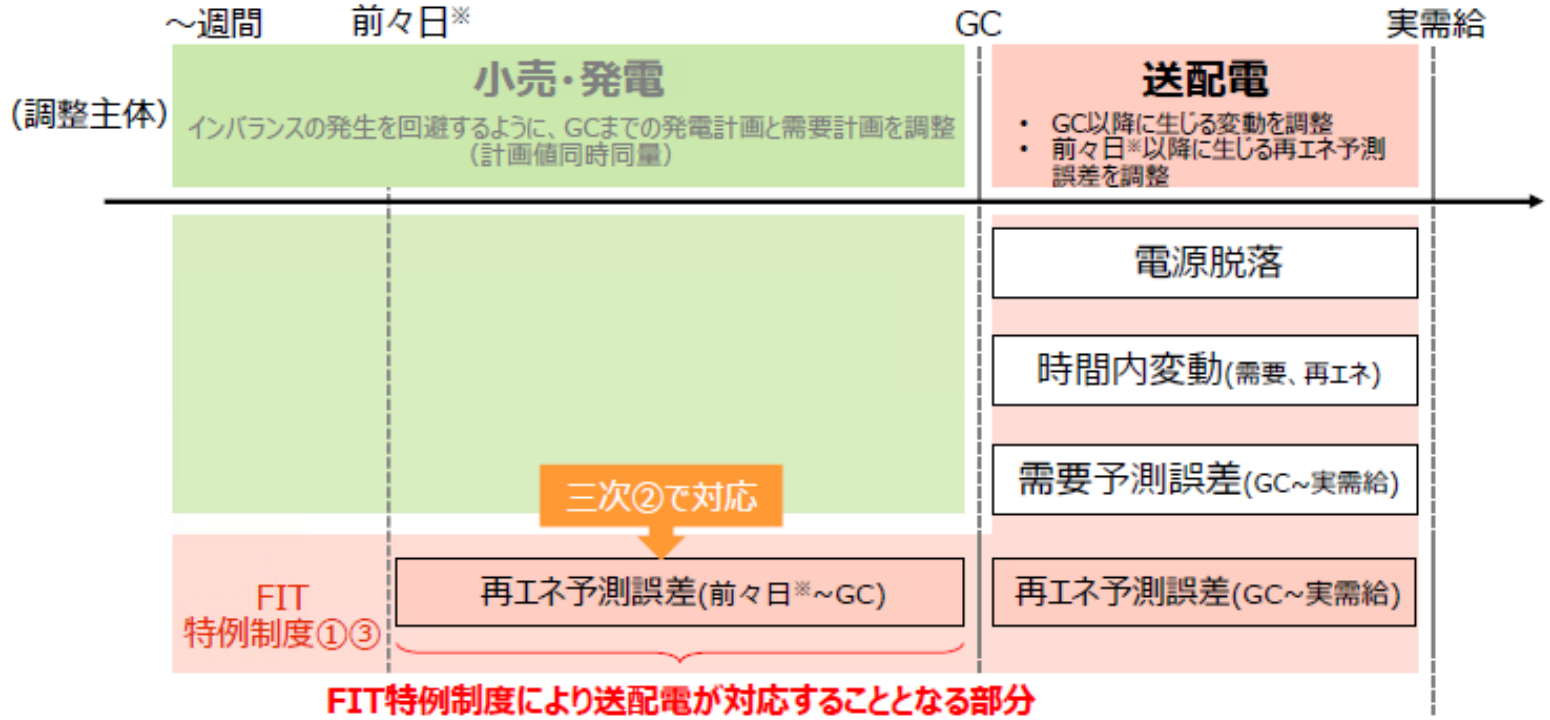

※FIT特例制度③に関しては前日朝を起点とした予測誤差として、同様に一般送配電事業者が対応する。

論点３－③．制御不能費用の対象費目例（公租公課）

- 前述の条件、基準を踏まえると、以下の公租公課を制御不能費用の対象とすることも考えられるのではないか。

雑税	概要：市町村民税や事業所税等、法令にて支払いが義務づけられている費用 単価：税率は法令により規定／量：事業所等の所在により決定
電源開発促進税	概要：発電施設の設置促進等に充当するため、法令にて支払いが義務づけられている費用 単価：税率は法令により規定／量：販売電力量により決定
事業税	概要：公共サービス等の経費負担として、法令にて支払いが義務づけられている費用 単価：税率は法令により規定／量：各事業年度の収入金額により決定
法人税	概要：法人の所得に対して、法令にて支払いが義務づけられている費用 単価：税率は法令により規定／量：基準に則って算定された課税対象所得により決定
固定資産税 （既存投資分）	概要：保有する固定資産に応じて、法令にて支払いが義務づけられている費用 単価：税率は法令により規定／量：保有する固定資産により決定

論点３－③．制御不能費用の対象費目例（その他）

- 前述の条件、基準を踏まえ、以下の費目を制御不能費用の対象とすることも考えられるのではないか。

災害復旧費用 （拠出金）	概要：災害相互扶助制度において、一般送配電事業者が積み立てる拠出金 災害復旧費用の相互扶助制度における各社の拠出金額は、全国大での災害発生等の状況を踏まえて、電力広域機関において金額の見直しや拠出の一時停止がされるものであり、一般送配電事業者による効率化が困難
PCB処理費用	概要： PCB廃棄物の処理に係る費用 単価：PCB廃棄物の処理方法、廃棄事業者が限定されており効率化余地無し 量　：法令において、処理対象やその期日が決まっており、コントロールが困難
振替損失調整額	概要：振替供給（自社供給区域外から受電）時に損失する電力分の調整に係る費用 ※振替供給により損失する不足電力分は、供給先（供給を受ける）の電力会社が調達し、調整電力量に自社エリアV1単価を乗じて費用計上 単価：調整力公募により調達した電源のＶ１単価を適用。公募により調達した発電事業者次第であり、一般送配電事業者でコントロールが困難 量　：振替供給電力量は発電・小売事業者次第であり、また損失電力量についても一般送配電事業者でコントロールが困難

論点３－③．制御不能費用の対象費目例（その他）

- 前述の条件、基準を踏まえ、以下の費目を制御不能費用の対象とすることも考えられるのではないか。

インバランス収支過不足	概要：インバランス料金の収入あるいは支出と、調整力のkWh価格による費用
	インバランス料金：インバランス単価及びインバランス発生量のいずれも一般送配電事業者はコントロールが困難 調整力のkWh価格：広域運用調整力及びエリア内運用調整力のいずれも適切な市場監視がなされ、競争が一定程度働くことが見込まれることから、効率化は困難

2022年度以降のインバランス収支管理方法（イメージ）

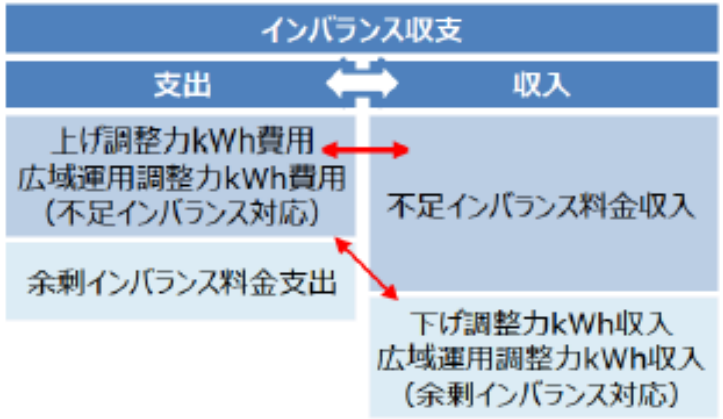

【調整力のkWh価格について】
調整力のkWh支出・収入のうち、インバランス収支の計算においては、以下のものを計上する。

- ✓ 広域運用調整力のkWh支出・収入
- ✓ エリア内運用調整力のkWhコストのうち、インバランス対応分

（参考）インバランス収支過不足について

2020年7月31日
第４９回制度設計専門会合資料３

2022年度以降のインバランス収支の過不足の取扱い

- 以下の理由から、2022年度以降のインバランス収支の過不足については、当面、託送収支に繰り入れ、託送料金を通じて調整することとしてはどうか。
- 一般送配電事業者が支払う、調整力のΔkW費用等の中には、インバランスに対応するために発生したものがあると考えられ、インバランス収支の余剰分をそれに充てることは起因者負担の考え方から合理的と考えられること。
  - 2022年度以降、インバランス料金は調整力の限界的なkWh価格を引用する一方、調整力提供者へのkWhの支払については、当面の間、登録された価格に基づき精算（pay-as-bid方式）することから、インバランス収支には余剰が発生する可能性が高い。
- インバランス料金は実需給の電気の価値を表すものとするという考え方に基づきその算定方法を決めたところ、インバランス収支の過不足を調整するためにインバランス料金の算定方法を変更することは避けるべきと考えられること。

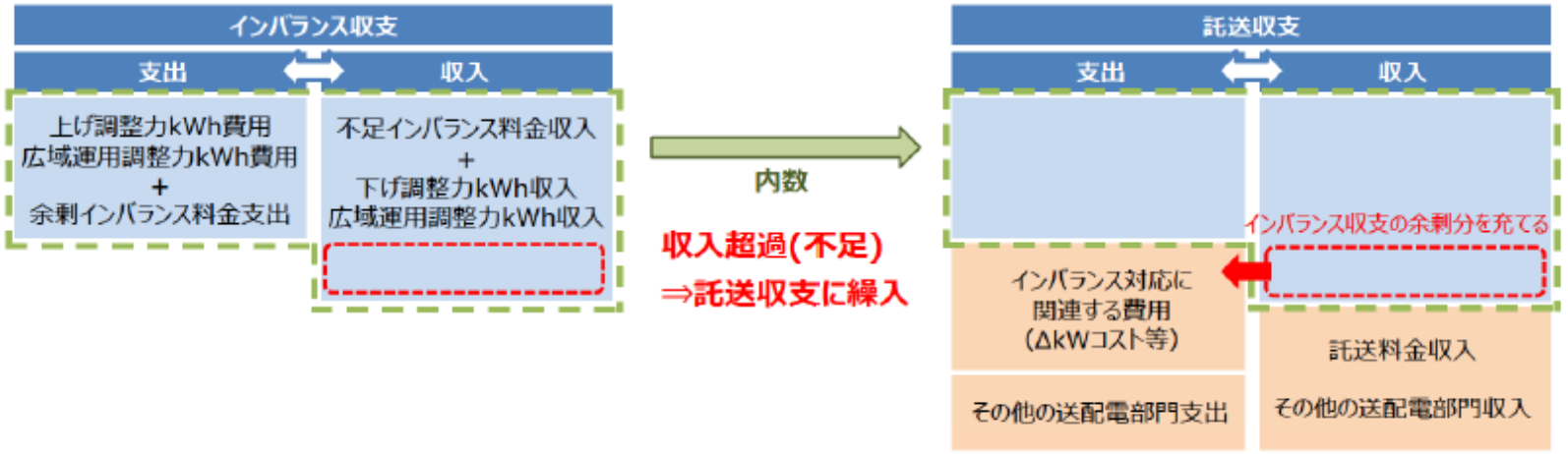

（参考）インバランス収支過不足について

2020年7月31日
第４９回制度設計専門会合資料３

2022年度以降のインバランス収支の過不足の取扱い

- 託送料金制度については、2023年度からレベニューキャップ制度が導入され、定期的に洗い替えをして費用・収入の変動を反映する仕組みとすることが予定されている。
- 前述の通り、インバランス収支の過不足を託送料金を通じて調整することとした場合、その具体的な調整方法については、今後行われる新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計の中で、あわせて検討することとしてはどうか。

（参考）広域化による調整力費用の効率化

（ステップ２補足）広域メリットオーダー運用による調整力コスト低減について

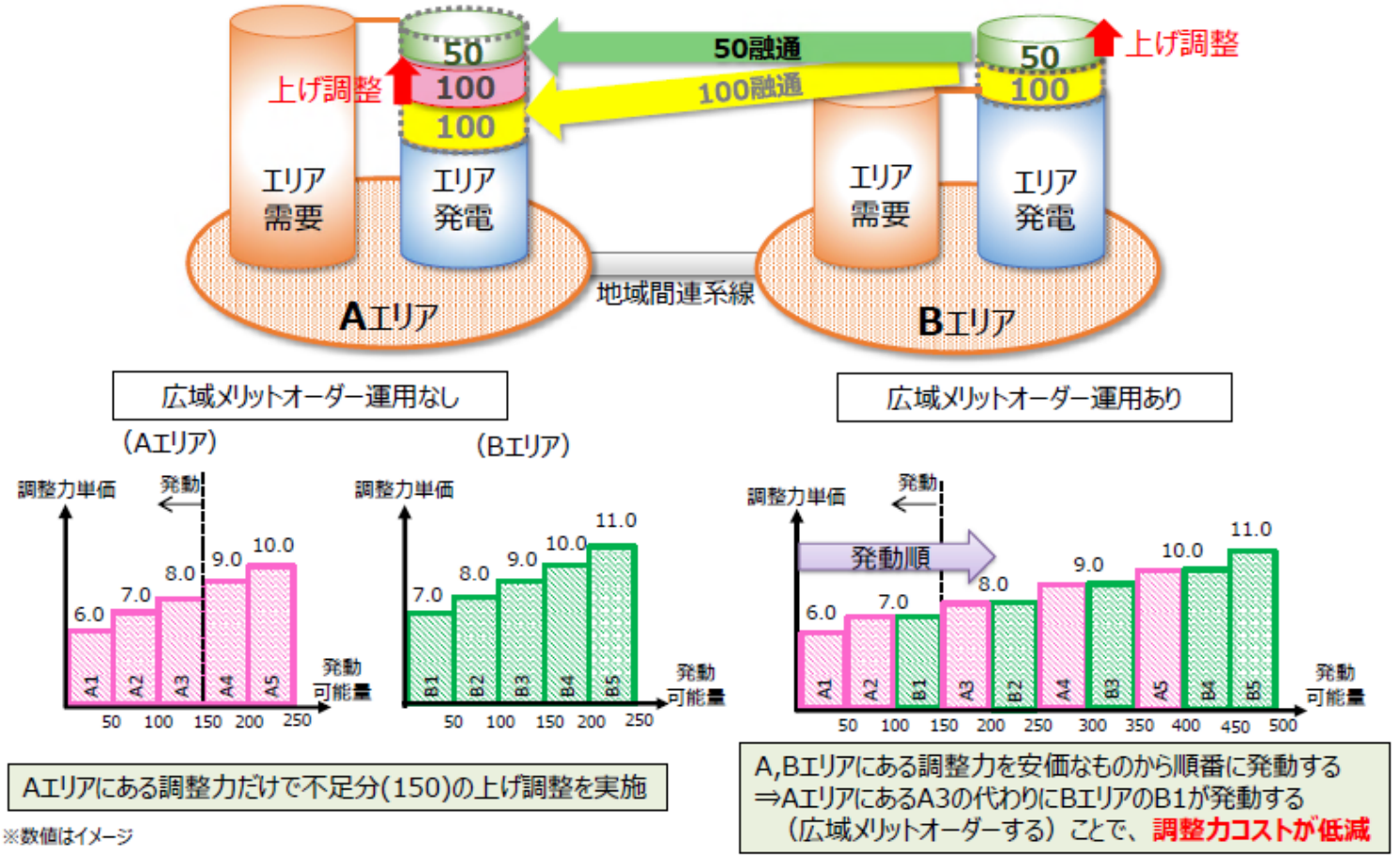

広域需給調整については、システム開発費用などが短期的に発生するものの、中長期的には、広域化による大幅な社会的便益（調整力費用の大幅な低減）の確保に繋がっている。

（資料）「広域需給調整の概要について」（2020年3月12日 中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社）より引用

（参考）中部、北陸、関西地域を対象とした広域運用の調整コスト評価結果

01 調整コストの低減効果（３エリア間の広域需給調整の本格運用実績：3/12～3/30）

○ 3月12日の本格運用開始から、4月以降の試験運用のためシステム切替作業を実施した3月30日までの間、30分間隔で連続的に広域運用を実施（のべ432時間）。

○ 中地域各社の間での調整力の差替メリットは、合計で2.4億円程度。需給状況に応じてメリット額の増減が生じているものの、平均して1日あたり1,300万円程度となった。

○ 1日あたりの差替メリットが最も大きくなったのは3月28日（土）で、2,500万円程度となった。また、需給コマ単位での最大は、3月13日10時半のコマで230万円程度であった。

広域需給調整の運用開始（3/12）後における調整コストの低減効果実績（差替メリット額）

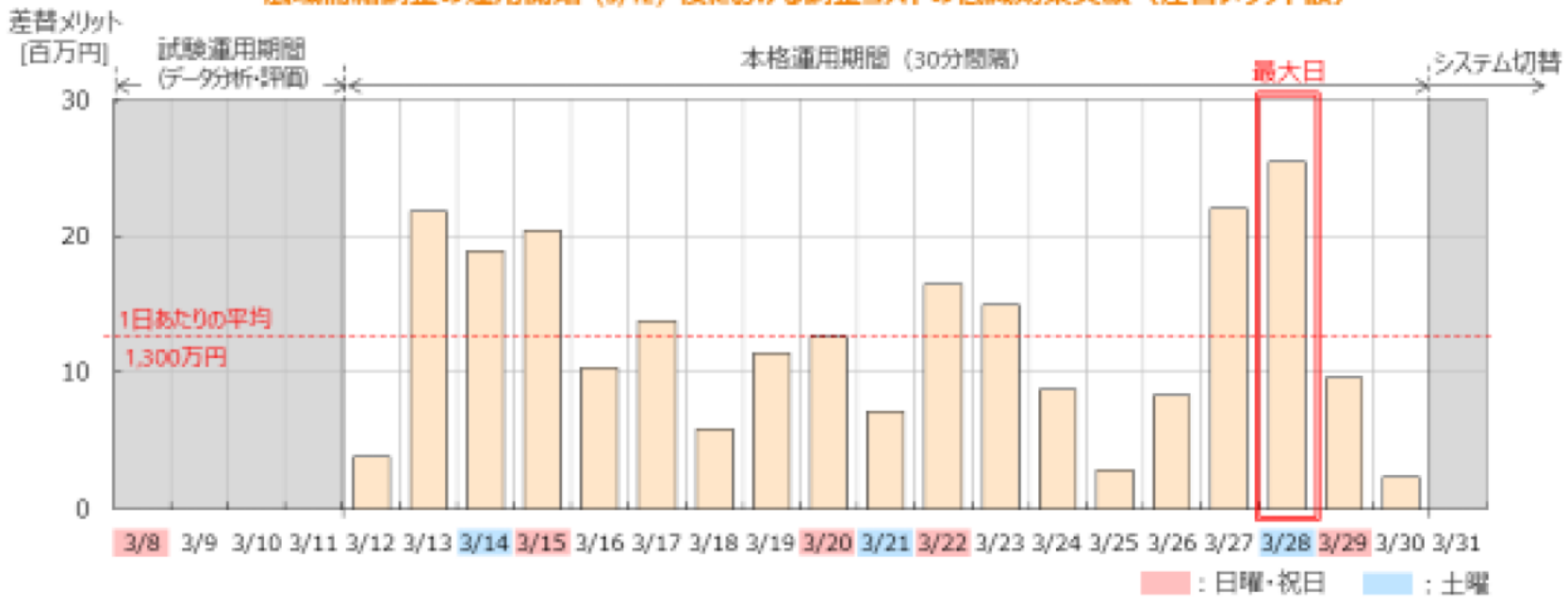

9

（出所）第17回需給調整市場検討小委員会（2020.6.12）資料4より

論点３－③．制御不能費用の対象費目例（その他）

- 前述の条件、基準を踏まえた上で、今後、政策に深く関わる費目についても制御不能費用の対象とすることも考えられるのではないか。

今後発生する政策関連費目	今後、政策に深く関わる費用で一般送配電事業者による効率化の取り組みが困難と考えられる費用（基準②）については、国の審議会における議論を経た上で、制御不能費用の対象に加えることとしてはどうか。 （例）混雑対応（再給電）に要する費用 ✓ 再エネ導入拡大に向けて地内系統における混雑管理手法の検討が重要。これに関連して、当面の混雑管理の手法として、再給電方式が議論されているところ、その調整費用の在り方については、今後当委員会において検討を行っていく予定。 ✓ その調整費用に関する議論の内容を踏まえ、制御不能費用の対象とするか否かを検討する。

本日の議論を踏まえ、制御不能費用の具体的な対象について、今回例示した費用以外も含め、今後議論を進めていくこととしたい。

論点３－④．制御不能費用の調整について

- 収入上限は、期初に設定し原則として変更しないことが基本であるが、制御不能費用については、費用変動を収入上限に反映し、実績費用を回収することとしてはどうか。
- 期初に見積もった費用と実績費用には乖離が発生するが、収入上限への反映は、レベニューキャップ制度において５年間の規制期間を設定することを踏まえて、原則として翌期に行うこととしてはどうか。
- ただし、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合や、特定の変動要因については期中に収入上限に反映することとしてはどうか。

基本的な考え方

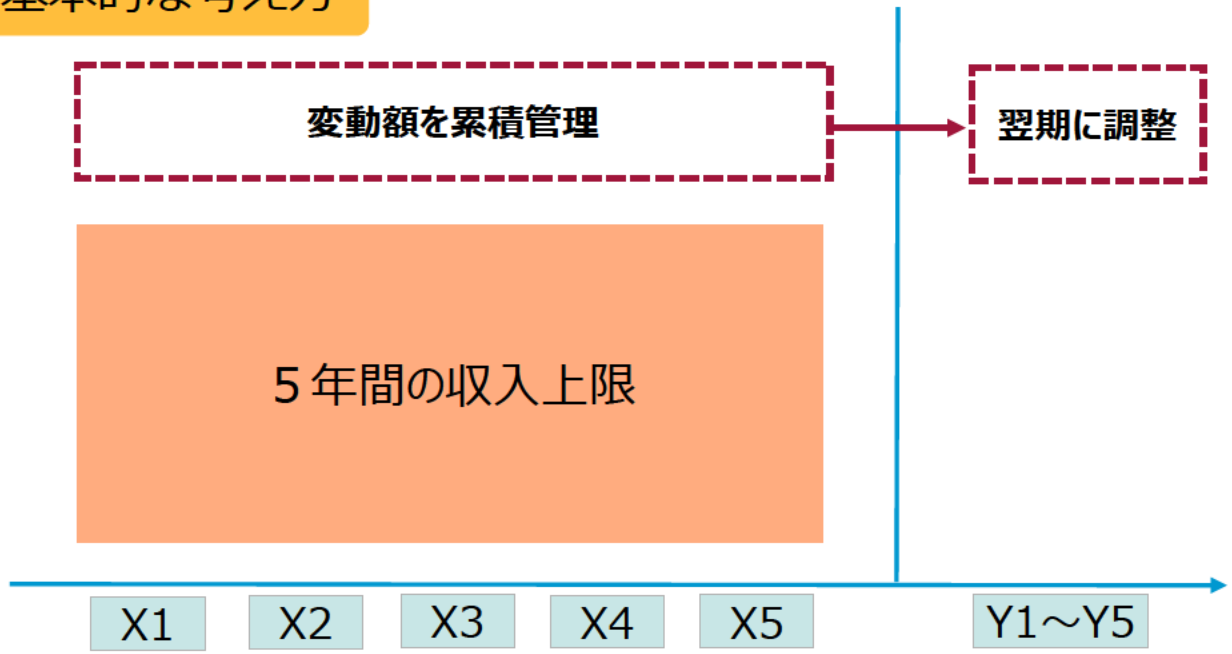

期中調整が想定されるケース

- ✓ 累積変動額が一定水準額(※)を超えた場合
- ✓ 特定の変動要因（外生性の強い公租公課の変動等）

※一定水準額は今後要検討

１．成果目標、行動目標の設定

２．インセンティブの設定

３．制御不能費用の調整

４．収入上限の設定及び託送料金の設定

論点4. 収入上限の設定と託送料金の設定について

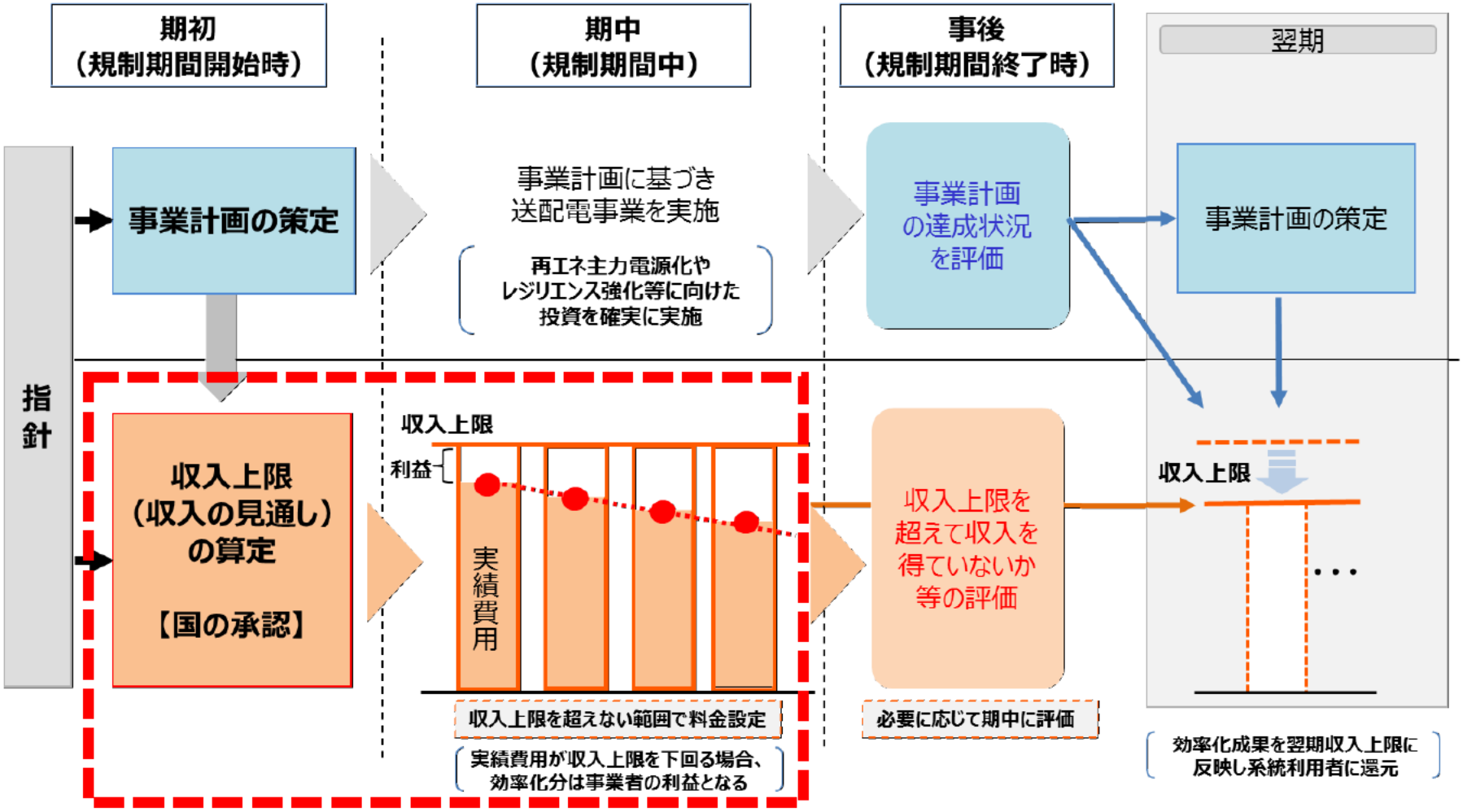

本日ご議論いただく論点

期初における託送料金の設定について

（参考）期初における収入上限及び託送料金の設定について（基本的な考え方）

- 一般送配電事業者は、収入上限を規制期間（５年）毎に算定し、国の承認を受ける。
- 一般送配電事業者は、収入上限を超えない範囲で託送料金を算定するが、その算定方法について検討する。

収入上限の設定

一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を５年毎に算定し、国の承認を受ける。

（託送供給等に係る収入の見通し）
第十七条の二　一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

託送料金の設定

託送料金については、国の承認を受けた収入上限（５年毎）を超えない範囲にて、算定する。
※収入上限を超えない範囲であり、電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合、託送料金の変更が可能

託送料金の算定方法の詳細については、一定のルール化が必要と考えるが、どのような方法とすべきか。
⇒【論点２-②】

（託送供給等約款）
第十八条　一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする
２　略
３　経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一　料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。
二～六　略
４　一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎として料金を変更する場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した供給条件を変更することができる。

論点4. 期初における託送料金の設定について

- 前回の専門会合において、期初における託送料金の設定については、（１） ５年一律の託送料金を設定する、（２）年度毎に異なる託送料金を設定する、の２通りを提示してご議論いただいたところ。
- その議論を踏まえ、料金の安定性（平準化）や、送配電設備の経済耐用年数の長さを重視する観点から、（１） ５年一律の託送料金とすることを基本とするが、一般送配電事業者の年度毎の収入と費用が一致することを重視する観点もあることから、年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、（２）年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得るとしてはどうか。

（１）５年一律の託送料金を設定	収入上限（５年合計）	÷	想定需要（５年合計）	＝	託送料金 **（５年一律の料金）**
（２）年度毎に異なる託送料金を設定	収入上限（年度毎の見積費用）	÷	想定需要（年度毎）	＝	託送料金 **（年度毎に異なる料金）**

（参考）期初における託送料金の設定について
＜案１＞５年一律の託送料金を設定する方法

2020年9月14日
第2回料金制度専門会合資料3

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用（効率化分を含む）をもとに収入上限を算定する。
- 収入上限（５年合計）を想定需要（５年合計）で除して、託送料金（５年一律）を設定する案が考えられる。

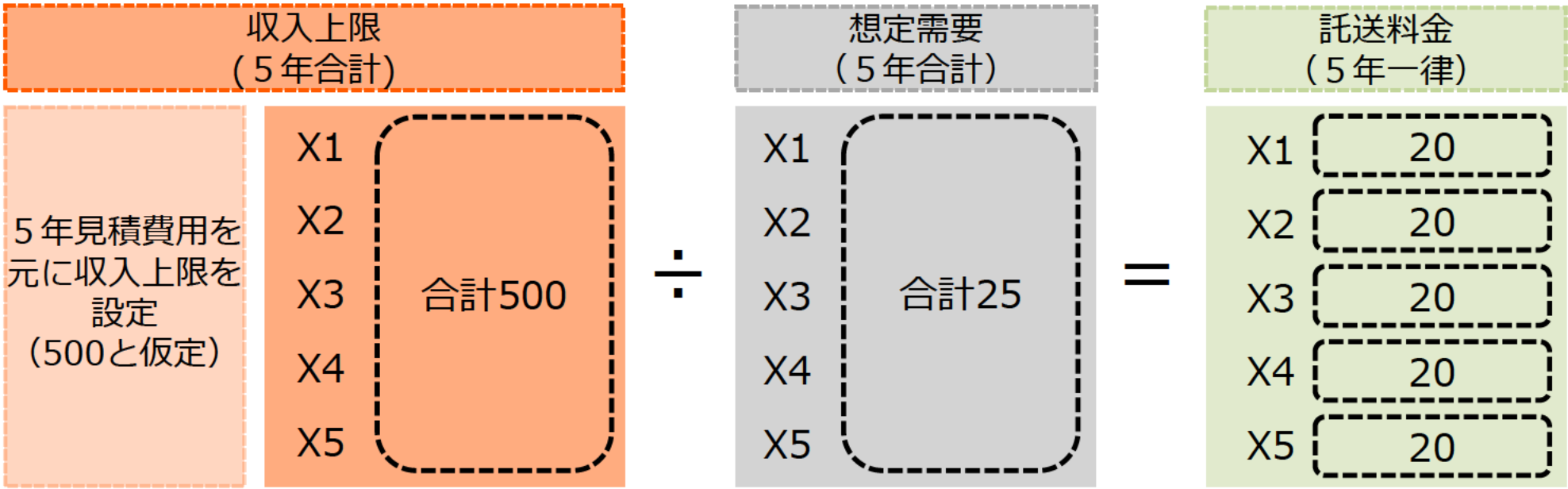

特徴

- ✓ 期初において、規制期間（５年間）一律の託送料金が設定される。
- ✓ 一般送配電事業者の５年合計の収入（託送料金×想定需要）が、５年合計の見積費用と整合的になるよう託送料金が設定される。

（参考）期初における託送料金の設定について
＜案２＞年度毎に異なる託送料金を設定する方法

2020年9月14日
第2回料金制度専門会合資料3

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用（効率化分を含む）をもとに収入上限を算定する。
- 収入上限の算定に用いた各年度の見積費用を、各年度の想定需要で除して、各年度の託送料金を設定する案が考えられる。

	収入上限 ※各年度毎の見積費用		想定需要 （年度毎）		託送料金 （年度毎）
５年見積費用を元に収入上限を設定（500と仮定）	X1	80	X1	5	16
	X2	120	X2	6	20
	X3	100	X3	4	25
	X4	60	X4	5	12
	X5	140	X5	5	28

÷ ＝

特徴

- ✓ 期初において、各年度毎に異なる託送料金が設定される。
- ✓ 一般送配電事業者の各年度毎の収入（託送料金×想定需要）が、各年度毎の見積費用と整合的になるよう託送料金が設定される。